

蒲郡市老人ホーム入所者生活補給金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉の向上を図るため、養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）に入所している老人に対し、生活補給金を支給することにより老人の福祉と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 生活補給金は、老人福祉法第11条第1項第1号の規定に基づいて、本市が入所措置を採った者で、次の各号のいずれにも該当する者に支給する。

- (1) 支給月の初日に老人ホームに入所している者
- (2) 支給月の前月の収入が7,500円未満の者

(収入認定)

第3条 前条第2号に規定する収入とは、各種年金、公務扶助料及びその他一切の収入とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 老人保護措置費における入院患者日用品費（基準額及び冬期加算）
- (2) 生活保護法において収入と認定しないこととされている収入等、社会通念上収入として認定することが適当でないと判断される金銭
- (3) その他、市長が特に必要と認める収入

2 前条第2号に規定する前月の収入に1月に7,500円を超える収入があった場合は、超える額を翌月以降に順次繰越するものとする。

3 前条第2号に規定する前月の収入を把握する際、数か月分又は1年分が一括して支給されるものについては、これを月額に換算するものとする

(支給額)

第4条 市長は、第2条に規定する支給要件に該当する者に対し、次のとおり生活補給金を支給するものとする。

- (1) 生活補給金の額は、1月につき7,500円から前月の収入（100円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。）を控除した額とする。
- (2) 生活補給金は、各月ごとに当月分を支払う。

(資格調査)

第5条 老人ホームの長は、入所者についてあらかじめ収入状況等を調査し、支給要件に該当する者の発見に努めなければならない。

(申請手続)

第6条 生活補給金の支給を申請しようとする者は、入所する老人ホームの長を受任者として、生活補給金の請求、受領及び返還の行為を委任する旨を明示した委任状（第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の規定による委任を受けた老人ホームの長は、各月ごとに蒲郡市老人ホーム入所者生活補給金受給資格者調書（第2号様式）及び請求書（第3号様式）を市長が別に定める期日までに提出するものとする。

（支給の決定）

第7条 市長は、前条の規定に基づき請求があったときは、支給要件を審査し、適当を認めるときは、生活補給金を支給する。

（関係書類の整備）

第8条 老人ホームの長は、各月の支給実績について、蒲郡市老人ホーム入所者生活補給金支給者名簿（第4号様式）を作成し、生活補給金の支給状況を明らかにしておかねばならない。

2 対象者の収入状況について、蒲郡市老人ホーム入所者生活補給金収入状況調書（第5号様式）を作成し、収入状況を明らかにしておかなければならない。

（不正利得の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により生活補給金の支給を受けていたものがあるときは、既に支給された生活補給金の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第10条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「改正法」という）第10条の規定による改正前の老人福祉法第11条第1項第1号の措置を受けて老人ホームに入所している者は、改正法第10条の規定による改正後の老人福祉法第11条第1項第1号の措置を受けて入所している者とみなして、この要綱を適用する。